

障害福祉サービス人材確保事業についてのQ&A

令和7年4月21日時点

補助金種別	No.	質問	回答
全体	1	助成の要件をすべて満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができるのか。	先着順で申込を受け付け、予算の範囲内で助成金を交付します。予算の範囲を超えた場合は助成金の交付はできませんので、助成の要件をすべて満たした方は早めに申し込んでください。
	2	助成金は課税対象で、確定申告が必要ですか。	詳細についてはお近くの税務署にご相談ください。 なお、本市では、支給の際に所得税の源泉徴収を行いません。
資格取得助成金	1	通信講座でも助成の対象となるか。	都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も助成の対象となります。
	2	助成金の対象経費には、研修受講に係る交通費、分割払いに係る手数料、修了評価不合格者の追試は含まれるのか。	助成の対象外です。助成対象となる経費については、研修に係る講座の受講費と教材費のみ対象となります。 ※対象研修とは、障害福祉サービス人材確保事業実施要項別表2に掲げる事業のこと。
	3	受講費を銀行振り込みやコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも申込は可能か。	申込には研修実施事業所が発行する領収書の写しが必要です。なお、領収書は申込者本人が支払った介護職員初任者研修の受講費・教材費であることが確認できるものとしてください。
	4	受講費用を分割払いとした結果、助成対象要件を満たした時点においても受講費用が完納されていない場合、どの時点で申込すればよいか。	受講費用が完納され、領収書の写しが添付できる時点で申込してください。
	5	領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいか。	研修実施事業所に再発行を依頼してください。領収書の再発行ができず、支払証明書等の発行となる場合はご相談ください。
	6	対象研修の費用は合算して申請してもよいか。	合算して申請いただけます。ただし、助成金の上限額(5万円)までの範囲で交付となります。
就職応援金	1	非常勤として勤務しているが、助成の対象となるか。	常勤・非常勤を問わず、申込要件を満たしていれば対象となります。
	2	事業所に6箇月以上勤務していることをどのように証明するのか。	勤務先の事業所に勤務証明書(第3号様式)の発行を依頼してください。
	3	勤務開始後6箇月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合は助成の対象となるのか。	原則として、同一の事業所に6箇月以上継続して勤務していることを助成の要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合は対象となります。なお、別の法人に転職された場合は、対象となりません。
	4	2つの異なる事業所で勤務してもよいか？ (例えばA事業所で月火水曜日で勤務、B事業所で木金土曜日に勤務)	就職応援金は、同一の法人での勤務していることが条件となります。 同一法人内の事業所間で勤務している場合は対象です。 異なる法人の事業所で勤務している場合は対象外です。
	5	研修期間も支援金の支給対象になるのか？	実習、研修期間も含めて雇用期間は就職応援金の対象です。
	6	2つの異なる事業所で合算して平均20時間週の勤務実績がある場合、対象となるか？	就職応援金は、同一の法人での勤務していることが条件となります。 同一法人内の事業所間で勤務している場合は対象です。 異なる法人の事業所で勤務している場合は対象外です。
人材確保事業者助成金	1	事業所ごとに申請してもよいか。	申請できません。法人毎での申請となります。 なお、法人からの申請は1回限りとなります。
	2	対象事業の費用は合算して申請してもよいか。	合算して申請いただけます。ただし、助成金の上限額(10万円)までの範囲で交付となります。
	3	助成金の対象経費には、食糧費、光熱水費、交際費、事業所業務外での経費は含まれるのか。	助成の対象外です。助成対象となる経費については、対象事業に係る経費のみ対象となります。採用活動に係る経費が発生しない場合は対象外です。 ※対象事業とは、障害福祉サービス人材確保事業実施要項別表3に掲げる事業のこと。
	4	採用にかかわる自社ホームページを新しく作成するため、制作専門会社へ委託する場合、補助の対象となるか。 (令和7年4月21日追記)	助成の対象です。ただし、採用にかかわる制作の初期費用のみを対象とし、月額利用料等のホームページの保守管理が目的で発生する維持費については、対象外となります。